

平成21年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年12月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成21年12月17日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成21年12月17日 午後2時01分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留 美 子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊 佐 男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	蒲原 知愛子
	副市長	古賀 一也	こども課長	永江 邦弘
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	
	会計管理者	田中 明	学校教育課長	福田 義紀
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	大森 紹正	総務課長(支所)	
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	
	健康福祉部長	片山 義郎	新幹線整備課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	西田 茂
	総務課長(本庁)	中島 直宏	農林課長	
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	市民税務課長(本庁)	渕野 美喜子	環境下水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
	地域づくり課長		水道課長	
	福祉課長		古湯温泉課長	三根 清和
代表監査委員				
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	江口 幸一郎		

## 平成21年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成21年12月17日（木）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 発議第7号 警察官の増員を求める意見書について
- 日程第2 発議第8号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書について
- 日程第3 発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書について
- 日程第4 発議第10号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書について
- 日程第5 発議第11号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書について
- 日程第6 発議第12号 教員免許更新制の廃止に反対する意見書について
- 日程第7 発議第13号 茶業振興に関する意見書について
- 日程第8 発議第14号 「全国学力・学習状況調査」の抽出調査への移行と「希望利用方式」の見直しを求める意見書について
- 日程第9 発議第15号 議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案
- 日程第10 討論・採決
- 発議第15号 議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案
- 議案第77号 嬉野市営公衆浴場条例について
- 議案第78号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第83号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 議案第87号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第88号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第89号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）

- 議案第90号 嬉野古湯温泉公衆浴場建設主体工事請負変更契約の締結について
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 発議第7号 警察官の増員を求める意見書について
- 発議第8号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書について
- 発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書について
- 発議第10号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書について
- 発議第11号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書について
- 発議第12号 教員免許更新制の廃止に反対する意見書について
- 発議第13号 茶業振興に関する意見書について
- 発議第14号 「全国学力・学習状況調査」の抽出調査への移行と「希望利用方式」の見直しを求める意見書について
- 日程第11 委員長報告  
学校問題特別委員会
- 日程第12 閉会中の付託事件について

---

#### 午前10時 開議

##### ○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。本日は4年間の最後の定例会でございます。最後の日になります。どうか最後まで気を緩めることなく、誹謗中傷なき身のある論議を期待しておきたいと思えます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日、古湯温泉課長から12月14日の議案質疑の答弁について一部発言の訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。古湯温泉課長。

##### ○古湯温泉課長（三根清和君）

おはようございます。議長の許可をいただきましたので、答弁の訂正をお願いしたいと思います。

12月14日の議案第77号の質疑の中で、雨天時には送迎を行い、館長がそれを行うという答弁をいたしましたけども、送迎については営業を開始した後の利用状況やお客様の状況等を

見ていながら対応していききたいという内容に訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○議長（山口 要君）

日程第1．発議第7号 警察官の増員を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、野副道夫議員。

#### ○14番（野副道夫君）

皆さんおはようございます。

発議第7号 警察官の増員を求める意見書について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたすものでございます。

提出者は私、あと、以下賛成者は敬称を略させていただきますが、山口栄秋、田口好秋、副島敏之、太田重喜、山口榮一、神近勝彦、織田菊男、川原等、田中政司、副島孝裕、大島恒典、小田寛之の面々でございます。

提案理由につきましては、増加傾向にある犯罪に対するためには警察官の増員を頼るほかないということでございます。

意見書の案について説明を申し上げます。

国民が安心して暮らせる地域社会は、国民生活の向上や経済成長の基盤となるものであり、国民すべての願いであります。地方警察官の定員については、平成13年度から19年度にかけて2万4,230人を増員した結果、警察官1人当たりの人口は12年度の557人から20年度は511人となり、刑法犯認知件数の減少と検挙率の上昇に寄与してきたところでございます。

しかしながら、無差別殺傷事件などの凶悪犯罪、子供に不安を与える不審者の多発、悪質、悪徳商法、多様な手口の振り込め詐欺事件などが依然として発生するなど、国民が安全と安心を実感できる体感治安の回復は十分とは言えない状況でございます。また、グローバル化による国外逃亡犯の増加、携帯電話やインターネットの普及による匿名性の高い犯罪の増大など、警察を取り巻く捜査環境は厳しさを増しております。平成19年度の地方警察官の退職者が過去最高の約1万2,100人に達するなど本格的な大量退職期を迎えている中で、国内の治安維持に的確に対応できる警察活動体制の充実、確保が極めて重要な問題となっております。よって、国会及び政府におかれては、国民生活の安全と平穏を確保するために必要な警察官の増員について、引き続き特段の配慮をされるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出者は、嬉野市議会議長山口要。

以下、提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、国家公安委員長。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第7号について質疑を求めます。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

初日に申し上げましたとおり、議提ということで多くの意見書が出されたことに対して、それでも結構なんですけど、私なりにかなり長い時間かかると思いますけど質問いたしたいと思えます。

まず、平成13年度から平成19年度まで、この意見書によりますと地方の警察官については2万4,000人ほど増員があったと。そして、検挙率の上昇に寄与したとなっておりますけれども、地方、佐賀県においては警察官の数どのように推移をしてるか把握をされてるのか、それがまず1点ですね。

それと2点目は、警察官の人件費というのはどこが負担をしているのか。人件費負担をしているところですね、がどこなのか。まず1点目はそれだけです。

○議長（山口 要君）

委員長。

○14番（野副道夫君）

答弁の前にちょっとお尋ねしたいんですが……。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前10時9分 休憩

午前10時9分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

○14番（野副道夫君）

県警の増員体制については把握をしておりませんが、今の警察の状況を見てみますと、例えば吉田に駐在所がございますが、吉田の駐在所があつて駐在さんがいるっていう体制というのは非常に少ないわけです。何で駐在さんが駐在所にいないのかということをお尋ねしてみれば、要するに嬉野警察署から応援に来てくれ、あるいは鹿島警察署から応援に来てくれというような体制下にあるということなんです。したがって、それだけ陣容が不足をしておるといことは私たちも実感できるわけです。したがって、この意見書については妥当性を感じながら提出をするものであります。

それから、財政的な問題ですが、財政的な問題についても把握はしておりませんが、これは当然国の体制の中で処理されなければならない事案だというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

言われるとおりになんですよね。私はこの意見書を見たときに、地方、佐賀県下においてはそうふえてないんです。派出所の廃止あるいは本署を幹部派出所にかえたりして、統廃合があつて減ってるんです。俗に言う都市部ではふえてるんです、テロ対策とか無差別殺傷事件とかそういうのがふえたんで。じゃあ、なぜこの意見書の中に地方に配慮をした警察官の増員を考えていただきたいとか、そういう意見書になぜならなかったのかというのを申し上げたいわけです。ふえてるんですよ。でも、地方はふえてないと。あるいは県警、人件費の問題が絡んだるわけです。むやみにふやせないで、財政を圧迫してるしね。そこら辺を、もう少し人件費の負担の問題に触れたり、あるいは地方が減っていると、地方に配慮した増員体制を確立されたいとか、こういう文言が入ってほしいという意味で私は質問してるわけです。反対はしてないんです。文言がそういうふうになぜ変えられなかったのかというのを申し上げたいんです。ふやせば、また都市部に行ったりするわけでしょ。そこら辺をぜひ、暫時休憩でもして賛成者と協議されて訂正されるのか、いや、もうあなたの言うことは無視ということではいけるのか、そこら辺の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

委員長。

○14番（野副道夫君）

このことについては、当然私は国の責任においてやるべきだというふうに理解をしておるわけです。だから、国の責任において治安の維持というのはやっていかなければならない。したがって、そのことは要するに地方まで波及をしてこなければならぬという理解をしております。

以上です。

○議長（山口 要君）

最後、山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

言われることはわかるんです。ただ、中身的に、以前も13年から19年までいろんな、テロの問題とか、あるいは無差別殺傷の問題があつたんでふやしてくださいという要望はあつたわけです。じゃあ、国がふやしますということでしたけれども、人件費の問題とか、あるいは中央集中型の警察官の増員になってしまったわけです。だから、私が言いよるのはこういう意見書ではだめと言ってるわけです。もっと地方の分を入れて、そして地方に配慮した増員体制あるいは人件費の負担比率の問題も含めて、意見書に挿入して意見書として出したほうが地方に増員がなされるんじゃないかということをお願いしたいわけです。それに対して

答弁なかったらなくてもいいです。

○議長（山口 要君）

野副議員。

○14番（野副道夫君）

おっしゃることは理解できますが、今回の意見書についてはこのような形で提出をさせていただいて、そしてなおかつ地方に対する案件については新しい議会の中でまた要望されるのもいいんじゃないかというふうに御理解ください。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号の質疑を終わります。

日程第2．発議第8号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○11番（神近勝彦君）

発議第8号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものでございます。

提出者は、私、神近勝彦。賛成者は、山口栄秋、田口好秋、副島敏之、野副道夫、山口榮一、太田重喜、織田菊男、川原等、田中政司、副島孝裕、大島恒典、小田寛之各議員であります。

理由は、参政権は国民に与えられた権利であるためでございます。

それでは、意見書（案）を朗読させていただきます。

永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書（案）。

政府・与党においては、永住外国人への地方参政権付与の法案提出が模索されております。また、民主党の小沢幹事長は、9月19日に韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人など永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考え方を示されたこととされ、懸念するところでございます。

参政権は国民に与えられた権利でございます。平成7年2月28日の最高裁第3小法定判決では、主権が日本国民に存することにする憲法前文及び第1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは日本国民、すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そして、地方自治について定める憲法第8章第93条第2項に言う住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、我

が国に在留する外国人に対して地方公共団体の長、その議会の議員等の権利を保障したものであることはできないと判決されております。また、判決文には、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であって、その居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、このような措置を講ずるか否かは専ら国の立法政策に係る事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生じるものではないとも判定されております。

この判決にありますように、住民とは日本国民を意味するものであります。また、先進8カ国、G8を見ましても、ロシアを除く7カ国は国として永住外国人に地方参政権を付与しておりません。一方、国籍法は第4条において、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきと考えます。また、地方参政権の付与にもかかわらず、地方議会並びに地方公共団体の意見を収集もせず国政の場のみでの議論は、政府・与党が提唱する地方主権推進と矛盾をします。よって、永住外国人への参政権付与に関する法律を制定しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出者は、佐賀県嬉野市議会議長、山口要。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

すいません。上から6行目ですね。では主権が日本国民にということ、にを挿入していただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

それでは、発議第8号についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

以前の議会でもこういう問題はいろいろあったわけですが、まず永住外国人ですね、これの定義といいますか、永住外国人とはということでお答えをいただきたいと思いません。

それともう一つ、意見書としては、地方参政権を取得をしたいなら帰化によって日本国籍を取得しなさいというふうな意見書になっているわけですね、結局は。そこで、帰化するには一定の条件が必要となるわけです。もう一つは、法務大臣の裁量にゆだねられてるわけですよ、帰化は。そこら辺について御存じでしたら、お答えいただければと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

質問者のほうから、永住外国人とはということでございます。私が思いますに、永住外国人というものは国が永住権を与えた方々というふうに理解をしております。

また、帰化条件でございます。以前につきましては、私の知る限り、かなり厳しい条件がございました。交通違反等の軽微な刑法処罰を受けても、なかなか帰化の条件が厳しくて帰化できなかったという事例も以前はございました。しかし、現在のところ、そういう条件が緩和されたということを聞き及んでおります。私が知る限りにおきましては、帰化の申請をされた方ですね、帰化許可をされなかった方は約1%から1.5%程度だというふうに、私が見ました資料についてはそういうふうに記述をしてありましたので、私は現在のところ帰化条件につきましてはある程度緩和されたものというふうに理解をしております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

それでは次に、日本いろんな多くの自治体があるわけですがけれども、例えば定住外国人とか永住外国人に対して住民投票を認める動きというのが高まっているというのは御存じだと思います。住民投票というのは参政権で私は思っているわけですがけれども、そこら辺についてのどのように理解をされてるのか。

それと、この意見書というのが選挙権の付与を拒否する反対ということなのか。地方参政権というのは、住民投票も参政権であるので、地方参政権で私は理解しているわけです。今、多くの自治体で住民投票は行われても、例えば滋賀県の米原あたりでは、合併問題について永住外国人も投票を許されたわけです。住民投票実施されました。それとか、例えば愛知県の高浜市、これ有名なところですがけれども、全国で初めて常設の住民投票条例ができたところですね。ここについても、外国人も住民投票参加資格があるわけです。それともう一つは、大阪の岸和田市あたりも、在留資格を有し、日本に3年を超えて住んでいる人、いわゆる定住外国人に対しても住民投票の資格はあるわけです。このように、地方においては、住民投票という参政権は6割は確立しとるわけです。過去3年間、100件の住民投票があったそうです。その中で6割、60%は定住外国人なり永住外国人に対する住民投票の資格を与えてるわけです、条例で。このように進んでいるわけですね。そこをなぜ今回帰化というのにこだわられるのか、ちょっと私も理解がしにくいわけで、その辺わかる範囲で再度ですね、参政権の問題も含めて。これは、選挙権の付与にだけこだわった反対なのか、今回の意見書はですね。そこら辺も踏まえてぜひ御答弁いただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

私的には、今回の意見書につきましては参政権、あくまでも選挙権の付与に対して反対を表明してるものであります。質問者が言われますように、住民投票に対してそのような動きがあることは存じております。一番最後にありますように、地方参政権の付与にもかかわらず地方議会並びに地方公共団体の意見収集もせずという文言がございますように、現在のところは地方の選挙権についてあくまでも国が一方的に論議をされてると。で、今質問者が言われてるように、住民投票については地方議会並びに地方自治体の判断の中で、住民投票に対しても永住外国人に対してそういうふうにやられてるということで私は理解しておりますので、その点については、私はこの意見書とはまた違う意味があるもんだというふうに理解をしております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私は逆の考え方なんですよね。地方参政権の一つとして住民投票の資格を与えてるわけです。それなぜかという、地方自治体と外国人、生活する上で密接な関係があるんで住民投票の参加資格を与えてるわけですね。選挙権も逆に言えば全く同じことで、地方における日常的生活、密接に地方自治体と外国人関係あるわけです。そういう意味からすれば、参政権の一つである住民投票と同じく、選挙権付与についても何ら問題なく付与してもいいんじゃないかというのが私の考え方ですし、例えば先進8カ国において、G8についてはロシアしかないと言われてますけども、先進8カ国の一国として前向きに参政権与えていいんじゃないかと、逆にね。ほかの先進国の見本になっていいやないかと、参政権についてはですね。そのように思うわけです。で、いろんな学者とか評論家とか、考え方はいろいろあるわけです。だけど、革新的な考えの人は大体与えなさい、保守的というたらいかん、旧の人は与えなさんなという発想なんです。ただ、時代は国際化してきているわけです。となれば、ここで地方参政権については考えていくべきだというふうに私は思ってます。

それと、最終的に、この中でも、意見書でも認められてるように、憲法は定住外国人以上への地方参政権を付与していることは禁止をされてないわけです、結局は。結局、国の立法政策の中で決定をなさいと。国が決めれば参政権与えることできるとなるとるわけですので、ここは一步踏み込んで、提出者と意見は最終的には平行線でしょうけど、私はそのように思ってます。意見なり反論があれば、私の言ったことに対してあれば、最後のお答えをいただければと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

質問者の御意見も御意見だと私も考えますが、私としましてはあくまでも、憲法の条文にもございますように主権が日本国民ということでございますので、こういうことで私は考えてまいりたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第8号の質疑を終わります。

日程第3. 発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、申し上げます。

発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成21年12月17日。

提出者は、私、山口榮一でございます。賛成者は、山口榮秋、田口好秋、副島敏之、野副道夫、太田重喜、神近勝彦、織田菊男、川原等、田中政司、副島孝裕、大島恒典、小田寛之各議員でございます。

理由といたしましては、農山漁村の多面的な機能維持と事業の継続推進を求めるためということでございます。

それでは、案について申し上げます。

---

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書（案）

わが国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮している。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっており、このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念されている。

よって、国会および政府におかれては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、以下の施策の推進を図られることを強く求める。

1. 条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。

2. 中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。
3. 木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林（もり）づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。
4. 今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月17日

---

提出者は、佐賀県嬉野市議会議長、山口要でございます。

提出先は、衆・参議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第9号についての質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

今、農山村問題が出されておりますけど、私は、中山間地域直接支払制度の拡充、強化というものは当然でしょうけど、こういう制度では当然今の農村部、特に中山間地は浮かばれないと思います。もっと形が変わった制度を提案せんと、恐らくあと10年もすればさらに、もう塩田も嬉野も限界集落が発生するんじゃないかと。ですから、私はもっと強硬なことを文言に入れてればいいですけど、これには応じ切れませんが、提案者に質問しますけど、中山間地域の直接支払いについての制度について、私も勉強しておるつもりですけどもう一度教えてください。

○議長（山口 要君）

提出者。

○13番（山口榮一君）

今、中山間地域に直接支払い、私のところもそうでございますが、水田が荒れてみたり畑が荒れてみたりということが非常に多くなっております。そういうところにイノシシが来てみたりしておりますので、なるだけ手入れをして、これを継続していただきたいということでございます。この直接支払いについては塩田が8カ所、嬉野が41カ所ございますが、事業仕分けの中で事務費の削減が言われておりますので、ぜひこれは継続していただきたいというふうに思っております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

このことについて13人もの大勢の方が議論されておりますけど、本当に一人一人がよく意見を言われたのか、その辺は知りませんが、中山間地の反当たりの支払いを私なりに知ったところでは、1反当たりが大体傾斜地で20%ですかね。それから、その地域に、多分2町だったと思いますが、それ以上のあれがないと払わないと。しかもこれが、その半分は共同でしなさいと。あとの半分は個人にやりなさいというふうな制度じゃないかと思っておりますけど、これでは何も農民に意欲はないわけ。ですから、拡充ぐらいじゃなくして、私は本当に制度そのものを抜本的にしなきゃいかんということを考えておりますから、今質問しております。後で、討論、採決の前にまた立場として話します。

以上です。

○議長（山口 要君）

答弁は。

山田議員。ほかに質疑ありませんか。はい。（19番平野昭義君「どうぞ」と呼ぶ）（「答弁してくれって」と呼ぶ者あり）（19番平野昭義君「答弁してください」と呼ぶ）提出者。

○13番（山口榮一君）

一応、私なりに考えて提出しているわけでございますが、非常に、先ほども言いましたように、それでもって助かっているところがあるわけです。水路の補修とか、それからイノシシが来たところの水路の補修なども中山間地のその中に入っとけばできますので、そのように考えております。ぜひ継続していただきたいということは思っております。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

意見書の大きな4番ですね。本市には直接は関係なかわけですけども、離島漁業再生支援交付金ということで、多分これも仕分け事業に触れたのかなと思っておりますけれども、これについてはおおむねどういう交付金なのか。

それと、離島ですから幾つかの自治体しか佐賀県ありませんけれども、そこら辺についてのどのぐらいの自治体が交付金受けているのか。

それと、平野議員の言い方は、中山間地域等直接支払制度よりも戸別の所得補償制度というのが新たな成果の中で提唱されてますよね、具体的にどうなるかはっきりわかってないわけですけども。こういう部分について、この意見書の中で入れていこうやということは考えられなかったんですか。要するに、戸別の所得補償制度について早急な対応を求めるとか、そういうことには全く言及されてませんが、そこら辺についての経緯を若干お聞かせ願えればと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○13番（山口榮一君）

まず初めに、離島漁業再生支援交付金、これは離島の集落での港の清掃作業とか、そういうものに補助する制度でございます。これは、交付金として清掃活動、それからそういうちょっとした整備、そげんことに90億円が今まで補助されていたわけですが、これが3分の1に削減というふうに言われておりますので、ぜひ離島の方々に対しては必要な制度じゃないかというふうに考えております。

そして、2点目の農家の所得補償については、私はまだどうなるかはっきり見えておりませんので、これには文言として入れておりません。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私が申し上げたいのは、例えば離島の漁港に対する清掃ということで名目やられておられるわけですね。これこそ3分の1にするという事業仕分けの見直しなんですけれども、それが実施される、本当にそしたら予算編成するときにそれカットされるかどうかまだはっきりしてないわけなんですけれども、私に言わせれば、こういうものこそ事業仕分けがあったんですから見直す対象にならざるを得ないし、政治に携わる人間として、何でもかんでも交付金としてやるべきじゃないという時代に来てるんじゃないかと。となれば、こういう部分については、清掃が中心ですので、これは見直すべきだというふうに私は思うわけですね、こういうものこそ。だから、何でも何でも継続してやりなさいじゃなくて、これについては効果がどうなのかというのが議論されたのが事業仕分けであるわけですね。とするならば、こういうのは3分の1カットでいいやないかと私は思うんですけれども、どうしても漁協の清掃に金が要るのかどうか、そこら辺についてももう一回御答弁いただければ。

○議長（山口 要君）

提出者。

○13番（山口榮一君）

嬉野市にしてはそういう対象ではないわけでございますが、私も友人なんか港、船乗りさんですか、そういう方々もおられますが、港の清掃というのは非常に必要じゃないかということで聞いております。それで、これを継続していただくようお願いしたいということでこの文言を入れました。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第9号の質疑を終わります。

日程第4. 発議第10号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、織田菊男議員。

#### ○9番（織田菊男君）

発議第10号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

提出者は、私、織田菊男でございます。賛成者といたしまして、山口栄秋、田口好秋、副島敏之君、野副道夫、太田重喜、山口榮一、神近勝彦、川原等、田中政司、副島孝裕、大島恒典、小田寛之でございます。

理由といたしましては、悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求めるため。

意見書といたしまして、悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書（案）でございます。

今般、川端達夫文部科学大臣は、全国学力・学習状況調査について来年度より悉皆方式から抽出方式に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求もそれを踏まえた形に減額修正されている。さらには、政府の行政刷新会議が全国学力・学習状況調査の実施を事業仕分けの対象としたため、調査規模がさらに縮小される可能性が出てきており、都道府県や自治体間の学力比較ができなくなり、地域間格差を是正する実効性が失われるおそれさえ生じている。

来年は、3年前に小学6年生だった生徒が中学3年生となり、全国学力・学習状況調査に参加する。3年間の学習の成果を定点観測により検証できる初めての機会であるにもかかわらず、あえて抽出方式に切りかえる合理的な理由がない。何よりも、保護者から、子供の相対的な学力を知ることができるので全国学力・学習状況調査に参加したいという声が数多くある。

抽出調査の対象外であっても設置者が希望すれば利用できる希望利用方式も併用することだが、その実施に関しては非常にあいまいであり、多大な費用、事務処理負担などが発生し、抽出調査の対象となった者と比べて著しく不公平を生じる。悉皆調査であるからこそ子供一人一人の課題などが把握でき、高度な分析、検証に関する調査研究も可能となることから、悉皆調査として継続すべきである。よって、国会及び政府におかれては、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6、中3の全児童・生徒を対象とする全国学力テストを継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなどさらなる充実を図られることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

佐賀県嬉野市議会議長、山口要。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、内閣官房長官でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第10号についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

まず1つ、学力テストですけれども、これ小学校6年生、中学3年生、何教科が実施されているのか。

それともう一つは、調査結果が出ますよね。それについてどのように活用されてるのか、提出者は把握されてるのか。

それともう一つ、この学力テストあるいは学習状況調査に参加したいとの声が数多く言われているというふうに意見書では書かれておるわけです。そこについて、数多く保護者が求めているということは何か調査をされてそういう結果が出たのか、あるいは提出者自身がそういうふうに思われてるのか。あるいは実質、私はこの間の日曜日の13日の日に、美化運動の中で三坂7班の人に、3人の方小学生お持ちですので、学力テストの話の掃除が終わって10分ぐらいしました。そういうことも私はやりましたけれども、どのように調査をされてそういう声があるというふうに把握をされてるのか、そこら辺まずお答えをいただければと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○9番（織田菊男君）

科目といたしましては、算数と国語だと思います。

それから、ちょっと書くのをすいません、忘れまして。すいません。ちょっと2つ目の質問を……（20番山田伊佐男君「調査結果をどのように活用されてるか、学校現場で」と呼ぶ）調査結果は、学校現場でのことは余り利用されてないと思いますが、今後悉皆方式にいたしまして利用するように持っていきべきじゃないかと考えております。（20番山田伊佐男君「悉皆方式はもうしよる」と呼ぶ）わかっております。（20番山田伊佐男君「それと声、数多い声」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

声、声。基準。数多くの基準。

○9番（織田菊男君）

これは、私たちが聞いたところでは、悉皆方式でなかったらほかの都道府県と比較ができないということで、比較をしなかったら将来にいろいろな障害が出てくるんじゃないかというふうなことを聞いております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

この意見書の中で、子供一人一人の課題が把握できると、全国学力調査によってですね。そして、高度な分析、検証に関する調査研究も可能となっていると、このように書かれておるわけですね。私が思うには、悉皆方式で行うと、より今言ったような課題が把握できて、学校現場においてそれに基づいて指導をされてるから、継続してこれをやりなさいという意見書だと思うんですね。先ほど、副議長いわく、現場ではやられてないんじゃないかと言われたんで、そしたらそれやる必要がないんじゃないかとなって話が續かないもんですから。

（9番織田菊男君「わかります」と呼ぶ）

そこで、例えば4月に学力テストを行いますよね。そして、結果の通知は夏休み明けだっというふうに私はお聞きしたわけです。夏休み明けです、答えが出てくるのがですね。そして、答案は文科省が民間委託して採点するわけです。そして、採点結果が返ってくるのはマルかカケかの正答率の問題と、あと教師が指導の一番手がかりとなる答案用紙はもう手元にないわけです。ないそうなんです。（9番織田菊男君「わかります」と呼ぶ）はい。で、文科省の解説資料を渡されて指導しろというふうに言われると思うんです。か、文科省の解説資料を見て教育委員会が、あなたの学校の小学6年生はこういう結果でこういうところが欠けてると。だから、こういう指導を学校現場でやるべきだというふうに指導されると思うんです。しかし、提出者も言われるように、現場ではやられてないでしょうというのが本音だと思うんです。要するに、課題改善のフォローが十分でないというふうに私は思ってますけれども、提出者にもう一回お聞きします。現場における課題改善のフォローが行われてると思われますか。それとも、1回目の答弁と一緒に課題のフォローはできてないと、教員の数からいって、学級の進めぐあいからいってですね。そこら辺についてどのようにお考えか、もう一回御答弁いただければ。

○議長（山口 要君）

提出者。

○9番（織田菊男君）

私の個人的な意見でございますが、割合利用されていないんじゃないかというふうな考えを持ってます。だから、これを悉皆方式にいたしまして利用ができるような、地域間格差がないような形に持っていくべきじゃないかと。抽出の場合にはいろいろな問題が出てくると思っています。これは、なかなか全国的なことで学習調査が抽出方法ではできないと思います。また、希望方式になりますと、選ばれたところと選ばれてないところが非常に大きい差が出るんじゃないかということで、都道府県の間で格差がないようにするべきことは、悉皆方式でもっと利用ができるような、今言われたように一人一人の問題も把握してしていくべきじゃ

ないかと考えております。

また、いろいろ言われますが、県議会のほうでもこれが問題出ております。いろいろな意見が出ております。そういう点で、私は悉皆方式にするのが一番いいんじゃないかということとで意見書を出しております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

じゃ、提出者は、要するに今までの悉皆方式がいい方法だったけれども現場で活用がされてないと。しかし、これは継続してやって、今年度からの学力テスト等については現場でしっかりと課題フォローができるようにやっていく方向での意見書だということとで理解をしていいわけですね。

それともう一つ。例えば、これははっきり言って、私5人の先生に聞いたんです、きのう。そして、俗に言う教職員組合に入ってる人3名、あと入ってない人2名聞きました。大体半々でした。で、現場で実際に指導が行われてるかということ、ちょっとはてなですね、はっきり言って。教育長がおられるんでわかってると思いますけど、教育長とか、あるいは校長とか教頭とか、俗に言う管理者に当たる人たちはかなり分析をされてると思うんです。しかし、現場において実際行われてるか、行われてません。というのが、そういう時間ないわけですね。例えば、小学校6年生、1クラスの学校今嬉野多いですよ。この人、三十数名担任を持っておられるわけです。個々人の課題とか学年の課題、例えば大草野小学校は嬉野小学校よりここが劣ってると。だから、こういう指導をなさいという指導が来るかもわからない。しかし、実際やる暇がないと言うんです、そこまでの余裕は。例えば、大草野小学校が結果が出て、数学のここが弱いから、じゃあチームティーチングしてこの6年生について課題解決やろうやないか、こういうことやってないじゃないですか。やれないんです。1人ではできないということなんです、はっきり言って。そこまで余裕ないはずなんです。そういうことがあって、今回の新しい政権では60億円もかけてすることの意味があるのかなという結論に達したわけです。

それともう一つ。中学生の親が何を言ってるかということ、全国比較していいけれども、高校入試は県単位で入試の問題つくるわけです。全国一律じゃないんです。だから、全国のレベルをうちの中学が低いからって言われたって何ら関係ないと。高校へ上がりさえすればいいんだと。上がるための授業をやってほしいというのが保護者の意見としてもありました。

それともう一つは、日本教育新聞あたりも見てもみますと、教育委員会で割れるわけですね、考え方が。例えば、群馬県の教育委員会の担当者がこんなこと言われてます。県独自の調査は必要に応じてやってきたと。全国調査の結果は活用できないこともないがと。活用できないこともないが、5教科で実施する県の調査のほうが学習状況ははるかに細かく把握できる

と。このようなことも言われておられるですね。千葉県の教育委員会では、これまで3回やってきたと、全国学力テストは。しかし、県全体の傾向は把握できたと、やってきたことによってね。今後はその結果をどう生かすかを考えたい。このような意見もあるわけです。これは、千葉県教と提出者と同じ考えですよ、大体ね。

そういうことであるわけで、私としては、学力テストを受けさせて、4月に受けて夏休み明けに結果が出て、その後クラスで、例えば大草野小学校6年生で夏休み以降その内容に応じて、結果に応じて授業が変わったか、あるいは指導がされたかということ、保護者は何も思っていないです。そういう状況だと。現場をもう少し見て歩いてこういう意見書は出してほしいなというのが、失礼な言い方ですけども私の意見です。答え、そうじゃないよという意見があったら。

○議長（山口 要君）

提出者。

○9番（織田菊男君）

県関係でそういう点は意見はいろいろ違ってるとは聞いております。また、公表されたところもありますし、公表されないところもあると。そういう点でそういう意見も聞いておりますが、やはり県単位でも比較をできるような形にするべきことじゃないかと。（20番山田伊佐男君「県の学力テストがある」と呼ぶ）それから、現在のところ、私も先生たちに聞いてみたところは、人員の問題やいろいろな問題で割合活用できないということは聞いております。だから、そういう点をわかるためには、すべての学校が、すべての人が試験を受けて、ある程度の線をわかった上で対応はするべきじゃないかと。抽出ではなかなか厳しいんじゃないかというふうな考えを持っています。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第10号の質疑を終わります。

日程第5．発議第11号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、田口好秋議員。

○17番（田口好秋君）

それでは、発議第11号として高速道路原則無料化の撤回を求める意見書についてをお願いいたします。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものでございます。

提出日は、本日、21年12月17日。

提出者は、私、田口好秋でございます。賛成者の方は、山口栄秋、副島敏之、野副道夫、太田重喜、山口榮一、神近勝彦、織田菊男、川原等、田中政司、副島孝裕、大島恒典、小田寛之の各議員でございます。

理由といたしまして、高速道路原則無料化の撤回を求めるためということでございます。

ただいまより意見書（案）を朗読いたします。

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書（案）。

政府は、高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費を平成22年度予算に計上しようとしております。しかしながら、鉄道、フェリー、バス業界などから客離れが進むとの懸念が示されております。特に、地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、無料化による影響で経営が危うくなり、地域のバス交通も縮小につながる可能性が高く、また鉄道の経営悪化を招くおそれもあります。その結果、自家用車を利用できない多くの交通弱者を生み出すことは明らかであります。

政府が目指す無料化による経済活性化についても、高速道路利用での地方の買い物客が都市部に流入し、結果的に地域間格差の拡大を助長しかねず、地域経済の活性化にはつながらないと思っております。また、高速道路料金の無料化による物流経費の削減によって消費者物価が下がるとの政府の説明には、疑問を持たざるを得ません。さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することは明らかであり、高速道路の原則無料化には国民の6割以上が反対しているとの調査もあります。一方、地方では高速道路建設は途上であり、原則無料化の結果、高速道路を初め地域にとって必要な道路整備事業の予算確保が困難になることは明らかであります。よって、国会及び政府におかれましては、高速道路原則無料化の方針を撤回されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

提出者、佐賀県嬉野市議会議長、山口要。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官あてでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第11号についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

原則無料化については撤回を求めるという意見書なんですけれども、例えば現在の政権も社会実験を行いながら、本格化については社会実験後検討したいというふうになって、すべての高速道路でなるわけやないですよ。そこら辺は把握されてるのか。

それと、現在行われてる土、日、祝日の1,000円の高速料金のやり方についてはどのようにお考えなのか。

それと最後に、1回だけの質問で終わりますので、宿泊地の嬉野である、観光立市の嬉野市としては、観光協会のトップの人含めて大歓迎のことを新聞紙上等でも発言されてますよね。本市にとっては非常に歓迎の声というのものもあるのも事実なんです。私も、土、日、祝日とか、1,000円でさえ宮崎に行ってきたんですよね。観光立市の嬉野としてはかなり恩恵があるのではないかという気もするわけですが、そこら辺についてはどのようにお考えなのか。1回だけしか質問しませんので、よろしくお願いします。

○議長（山口 要君）

はい。

○17番（田口好秋君）

まず、1,000円のことですが、1,000円で現在行われておりますが、1,000円になったために長崎道あたりでは非常に恩恵があるかと思えます。しかし、鳥栖から北九州、ああいった区間については大渋滞が起こってるというのは御存じと思えます。そういったことで、私自身は、実は私も仕事上かなりの金額の料金を払っております。原則無料化になるということはいい部分もあるじゃないかという意見もあります。しかし、無償化あるいは1,000円ということは、私自身は、受益者負担という観点からは大きくこれは外れてるという個人的な意見を持っております。と申しますのは、どこまで行っても1,000円というのは、1,000円以内の区間というのは、それは当たり前でしょうけど、どこまで行っても1,000円だと。

それともう一つ、原則無償化に社会実験をやりながらといった中で、我々の業界のトップと原口総務大臣との会談のことも聞いております、私理事をやっております。で、3キロおきにインターチェンジをつくるということを言われます。しかし、3キロおきにつくったら、それこそ莫大な経費がかかるということも考えておられるのかなという部分があります。それは渋滞する箇所ですね。だから、先ほど申し上げた長崎道のようなローカルの高速道路についてはそういうことはありませんが、しかしながら1,000円についての意見としては私は受益者負担の問題が一番大きい。これはもう、受益者たる者は払っていくのが当然と思っております。そのことによって、今現在行われてる制度すら、そのチェックした部分については国が払わなくてはならないという部分ですね。

それと、観光立市という部分を言われました。これは私個人的なというか、10月初めに古川知事との懇談会がありました。私その場に出席をしましたが、嬉野の和多屋別荘のほうですね。そのときにおかみの会の方が言われたのをはっきりと覚えておりますが、素通りをすると、1,000円になったために。嬉野のお客さんで一番多いのは福岡市あるいは福岡の方だと私は認識しておりますが、そういった方たちが1,000円になったために、どこまで行っても1,000円ですから、これには反対のような意見をおかみの会の方が言われました。そう

いったことで、観光立市としながらもそういった現象も起こっておるとい部分もあるんじゃないかなと。だから、素通りを、私は観光立市であるなら割引を拡大するべきだと。例えば、福岡から来て嬉野まで来たら1,500円だったと、割引があつてですね。長崎まで行ったら2,500円だったと。そういった、どこまで行っても1,000円という部分、あるいはどこまで行っても無料だという部分とは、ちょっと観光立市のほうから考えても、福岡県の県内の方が、広域圏の方が来られる場合を考えてみても、無償化とかあるいは1,000円の制度というのは私は納得できないと。

一番最初の質問は何やったのですかね。3点目の1番……(20番山田伊佐男君「社会実験を行うんで、すべての路線が無償化になるんじゃないんですかということを書いたかったわけです。これからだ」と呼ぶ)社会実験を行いながらと言われますが、社会実験を行いながら、じゃあもし社会実験を行った後無償化にならなかった地域と、同じ高速道路会社ですよ、そういった不公平というのは大いにあるんじゃないかなと。不公平ですね。ものすごい不公平があるんじゃないかなと。私は、政治というのはできるだけ不公平はないほうがいいという信念を持っております。そういったことで、不公平については受益者負担という観点からいっても、無償化になったところと有料のままなところ、そういったことじゃなくて、割引の拡大は大賛成をいたします。しかし、原則無償化というのは、地域によって無償化あるいは有料のところと、そういったものでは納得できません。

以上です。

○議長(山口 要君)

いいですか。(20番山田伊佐男君「はい、いいです」と呼ぶ)

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番(平野昭義君)

原則無料化、これについて撤回をされたいということですけど、まず質問は、アメリカは大体、乗ってきた人から聞きましたけど高速道路は無料と。それから2点目には、結局地域の活性化にならないんじゃないかと。例えば、嬉野市では企業誘致も考えておりますけど、全く無料じゃないのと無料とは大分違いがあるですね、進出の度合いが。それから、私の個人的な考えでは、本線だけを有料にして、例えば鳥栖から長崎市とか、ああいうような支線は、地方は無料にすると。なるだけなら地方に人が集まり、また企業も進出ということについて思うばってん、そういう点についてはどういうふうに御理解されてるのか。

○議長(山口 要君)

提出者。

○17番(田口好秋君)

3点お尋ねです。アメリカは無償だと。アメリカと日本は違います。まず、道路そのものがつくるときから違います。そういったことで、アメリカの例とは私は、私自身アメリカの

道路を走ったこともあります。ドイツのアウトバーンも走ったことありますが、全然そういったところとの比較というのは私は意味がないと。以前の道路公団で国の有料道路としてつくった道路と、アメリカのような一般道路としてつくった道路とは全然違うと。だから、私は通常の地方道路は、要するに有料道路として改良していない部分についてと、その比較とアメリカの道路と比較するなら、どうですかと言われるのであれば納得しますが、アメリカのは無料だからという分についてはですね。私の考えは以上です。

それから、活性化の問題ですけど、先ほど申し上げました不公平の問題とも絡みますが、同じ税金を払いながら、片方では税金で免除していただく、片方では、嬉野地域あるいは西九州道沿線地域に住んでる人たちは高速道路を使っても無料ですよと。しかし、例えば宗像に住んどったとします。あの区間は無料化にならなかったと。それはおかしいんじゃないというのが私の考えです。

それから、地方にとっての高速道路はもっと必要だと私は認識をしております。と申しますのは、宮崎県の延岡というところにも私のところはよく行きますが、高速道路を利用するのは時間を料金として買っているのが主であります、時間をですね。ですから、高速道路が通っていないところとの格差というのを私は解消しなければならないと。原則無料化にすることによってそういった地域の解消が図られないという部分については、地方の地域間格差、ここにも書いてありますように拡大していこうと考えております。

以上です。

○議長（山口 要君）

いいですか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

質問書からちょっとそれますが、あなたが発言されましたのでちょっとお尋ねです。

嬉野のおかみの会の方が、無料にすれば素通りして長崎かどっかに走ると。私はそれについて疑問を思いますけど、無料にしようが有料にしようが、その人がそこに行きたいと思うなら泊まるはずですよ。そこのおかみが私は認識不足だと思いますけど。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

発議第11号の質疑を終わります。

日程第6．発議第12号 教員免許更新制の廃止に反対する意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、太田重喜議員。

### ○12番（太田重喜君）

教員免許更新制の廃止に反対する意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

平成21年12月17日提出。

提出者、太田重喜。以下、賛成者は、山口栄秋、田口好秋、副島敏之、野副道夫、山口榮一、神近勝彦、織田菊男、川原等、田中政司、副島孝裕、大島恒典、小田寛之の皆さんです。

理由、定期的に最新の知能、技能を身につけ、教員が自信と誇りを持ち、教壇に立てるためには教員免許更新制を継続する必要があるため。

教員免許更新制の廃止に反対する意見書（案）。

教員免許更新制は、教員としての必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知能、技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指して、2007年6月の教育職員免許法の法改正を経てことし4月から導入された。

現代社会は、情報化社会の中で、世界状況また政治経済情勢が時間的にも大きく急速に変化している。そういう中で、教育に対する影響、期待、そして将来の社会の創造にかかる模索など、教育の果たす役割は大きいものがある。そのようなことに対応していくために、教員免許更新制に対する期待は大きい。しかしながら、改善すべき課題があるのも事実である。

1、30時間の研修時間の確保が難しい。児童・生徒の長期休暇中においては、児童・生徒への補充個別指導、個人面談、校内研修、教材研究、県教委主催の研修など、各学校においてさまざまな計画が実施されている。そういう中で、免許更新制度にかかる研修時間を確保することは非常に難しく、支障が出る。時間をいかに確保するか。人的配置などの補充が必要である。

2、研修については、自己負担によって目的に沿った研修を受けることが本来の姿であるが、免許更新制は個人負担額が大きい。

3、教員免許更新制度が施行されるまでの期間が短く、大学等において、その研修にかかる準備の時間が十分に確保できていない状況である。十分な準備の時間の確保と人的並びに予算を保証する必要がある。

このような課題を解消し、教職員の質の向上を図るために教員免許更新制は今後も継続実施すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、内閣官房長官でございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第12号についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ちょっと時間も大分迫ってますけれども、通常の請願によつての意見書提出だったら2日間か3日間かけて検討するわけですので、しばらく御辛抱いただきたいと思います。

意見書の中で、①から③番まで課題を上げて、その解決を求めているわけですが、問題は、①番から③番いずれも教員免許更新制の導入の際、懸念された事項なんです、はっきり言って、旧政権の中で。しかし、その解決は行われず免許更新制は進んでいったわけです。で、この3点が導入の反対の根拠の一つであったのも事実なんです。

そこでお伺いしたいんですが、1点目ですが、30時間の研修時間の確保が難しいと。結果として、人員配置の補充を求めておられるわけですね。例えば、研修30時間、5時間すれば6日間で済むわけですが、これが時期的には夏休みなんですかね、行われているんでしょうけど、何日間かけて1日何時間そういうものをカリキュラムで行われているのか、そこら辺についてまずお聞きしたいのと、あと更新制は個人負担が大きいというふうな問題点を提起されとるわけですね。個人負担が余りにも大き過ぎるから問題があると。更新制は、国がするとするならば国の予算でもってやるべきだという意見は当初からあったわけです。しかし、それを強行したあげく、やったあげく、たった1回やったあげく、負担が大きいと。だから負担軽減をなさいと今言われていることに、私はちょっと遅過ぎるよと言いたいわけですが、そこら辺については、個人負担額についてはどのぐらいの額が更新される時必要なのか、個人負担がですね。額的には幾らなのか。そこら辺だけまず御答弁いただければと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○12番（太田重喜君）

最初の質問については、はっきり言うてどんくらいされとるか私はつかんでおりませんし、次の問題も個人負担が幾らかわかっておりません。しかしながら、せつかくこういう制度をつくって、これも長い時間かけてつくられた制度であり、これをことしの4月につくって今廃止するというのが、まさに朝令暮改ですか、そういうふうなことで、もう少し時間をじっくりかけて課題を整理して、改善して続けていくべきだという信念でこういう提案をいたしております。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

私、そこが提出者、失礼ですけど、最低限の課題として上げられてるんで答えとして言うてほしかったな。例えば、夏休みに何日間かけてやっておると。だから人的要員配置をせにゃいかんと。例えば、人的要因配置というのはほかからOBの人をその期間充てようとするのか、意味がわかりません。どういう人的配置の補充を求めておられるかもわからないし、個人負担額が大きいと。じゃ、現在5万円負担されてるのか、3万円負担されてるのか、2万円負担されてるかもわからないと。5万円負担されてるから、負担額が大きいから軽減策として2万円ぐらいにしなさいという意見書とか、そういうんだったらわかるんです。

それと、そうなれば逆にもう一回質問したいのは、4月から導入されて、ことし多分夏休み更新があつとるんですかね、研修が。(12番太田重喜君「はい」と呼ぶ)それについてのカリキュラムというか、中身についてはどうのことを研修の中身としてされてるのか、そこら辺はわかんないですかね。

で、そこでもう一回言いたいのは、例えば、せっかくつくった制度だから継続してやりなさいと。提出者が言われるのはわかるわけです。この意見書を見ると、私に言わせれば、教員免許更新制の継続と諸課題の見直しを求める意見書というのが妥当な意見書の表題やなかろうかと思うわけです。廃止に反対する意見書とするならば、反対の根拠というのをもっと細分化して書いてほしかったなど。私はそう思うわけです。で、先ほど言ったように、この表題について、教員免許更新制の継続と諸課題の見直しを求める意見書というふうに変えたほうが、私は反対質問をするわけですけれども、そのほうがいいんじゃないかと思えますけれども、そこら辺については変える気はないのかどうか。

それと、先ほど申した、夏休みことし行われたのがわかっておられれば、中身としてカリキュラムはどういうのをなされたのか。それだけ。

○議長(山口 要君)

提出者。

○12番(太田重喜君)

夏休みにどういうふうな研修が行われたかは把握しておりません。

なお、私は昭和33、4年に中学校3年生でございました。そのときに何が佐賀県の教育委員会であったか御存じであろうかと思えますけど、教職は聖職なのか労働なのかという大問題であったわけです。勤評問題です。そのとき、石川達三さんが朝日新聞にずっと同時進行型ということで人間の壁という小説を掲載されました。私たちは、そのときに非常に自習時間が多い中学3年生の時代でございました。先生の3割ぐらいが佐教組事件に出勤して行かれました。そういう中で教育を受けた者として、あれだけの労力を労働運動に投入することができるならば、教員免許更新のための講習なんかへのぐらいのもんじゃないかろうかと私は思うのでございます。なおかつ、あらゆる仕事でだれでも自分の金を使って日々研修いたしております。先生たちも恐らくそうであろうとは思いますが、頑張っておられる先生もいっぱい

い知っております。しかし、ぜひこういう制度を堅持しながら、制度の穴があったら補完しながら、継続していきながら改善していく、これが制度じゃなかろうかと、かように思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

言われることは十分理解をするわけです。ただ、今話になってるのは、これを、意見書を出すわけですね、衆・参議長と。（12番太田重喜君「はい」と呼ぶ）だから、そこら辺については要するにもう少し中身をわかって、そして、大まかなことは言われることはわかるんです。しかし、課題としてこれだけ上げながら、提出者がそれはわかりませんと。1つぐらいわからない、2つも3つも把握してませんという提出の仕方が、私に言わせれば問題があるのではないかなと思うわけです。提出者はそれなりに過去のことも勉強されて、やっぱり今のような気持ちはわかるんです。ただ、3つ課題を解決してくださいという提出者の考え方なんですよね。だから、1番については終局はこういうことを提出者は考えてるんだと。人的配置など補充についてはこういう方法でやってほしいとか、あるいは自己負担が今5万円だから軽減を2万円にしてほしいという考えがあるんですよとか、あと3点目、大学等の関係の準備時間からのという部分にも触れられておりますので、今準備時間が短いのでこういうふうにとか、そういうことを具体的にお聞きをしたかったわけです、大まかなところはわかりますけどね。もう答弁は要りません。だから、そういうことで質問したわけですので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

で、もう一回聞きますけれども、廃止に反対する意見書で貫かれるのか、それとも教員免許制度継続と諸課題の見直しを求める意見書で変えられるのか、そこら辺について最後だけ御答弁いただきたいと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○12番（太田重喜君）

意見書の表題を変えるつもりはございませんが、こういうことをわざわざ上げて、なおかつ続けてほしいという気持ちを訴えかけていきたいと思います。

以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第12号の質疑を終わります。

日程第7. 発議第13号 茶業振興に関する意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、田中政司議員。

### ○7番（田中政司君）

発議第13号 茶業振興に関する意見書について。

このことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をするものであります。

提出者は、私、田中政司。賛成者といたしまして、山口栄秋、田口好秋、副島敏之、野副道夫、太田重喜、山口榮一、神近勝彦、織田菊男、川原等、副島孝裕、大島恒典、小田寛之の各議員であります。

理由といたしましては、茶業の安定的かつ健全な発展並びに振興を求めるためであります。

それでは、茶業振興に関する意見書（案）を朗読をいたします。

現在、全国の茶産地においては、その土地々の恵まれた気象や立地条件を生かし、その風土に育まれた緑茶が平成21年度におきましては約9万トンの荒茶が生産をされております。

お茶は、歴史的にも日本の生活文化の発展と共に深く根をおろし、また食習慣を通じて健康増進に役立ち、地域経済の浮揚と発展にも寄与し、広く日本の産業振興に尽力してきたことは誰しもが認めるところであります。

しかしながら、昨今の茶業情勢を見ると、世界的経済情勢の悪化に加え、生活習慣の変化などにより、リーフ茶を中心に緑茶の消費は減少の一途をたどり、市場価格は低迷し続け、このままでは茶産地の存続はおろか、日本の農業からも埋没するのではないかと懸念されているところであります。

また、昨今の茶業界の様相は極めて危機的な状況にあり、これまで土地の集積、茶園の造成、茶工場経営、販路開拓など懸命に汗を流しながら頑張り続けてきた地域担い手が、その努力が報われないまま将来の展望を断ち切らざるをえなくなる事態に陥れば、単に茶業者だけの問題ではなく、日本の伝統文化の継承、農業・農村の活性化、地域経済発展へ及ぼす影響や損失は計り知れないものがあると思われまます。

日本の農業政策の中では、お茶は単なる嗜好品扱いにより価格の安定対策もなく、茶業の将来展望などは、まったく見えてこないのが現状であります。

こういう状況を踏まえ、国会及び政府におかれては、再度日本の茶業を見直し、茶業界が将来にわたり安定的かつ健全な発展が続けられるよう以下の事項について、早急に実現されるよう強く求めるものであります。

1. 茶生産者価格の低迷に対処し、茶の需給動向に即応した茶業の安定的かつ持続的な発展を図るための「茶業振興法」（仮称）制定の実現。
2. 産地における、茶園や製茶工場などの老朽化に伴う茶園の改植や基盤整備・施設整備などのさらなる整備強化対策の実現。

3. 荒茶価格低迷に対する、安定対策の実現。
4. 緑茶の有する健康機能の一層の明確化や新商品開発など需要開拓の取り組みに対する、更なる強化需要拡大策の実現。
5. 古くから国民生活に定着して発展してきたお茶文化の更なる振興方策の実現。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先のあて先といたしましては、衆・参両院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣、内閣官房長官。

以上であります。

#### ○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第13号についての質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第13号の質疑を終わります。

日程第8. 発議第14号 「全国学力・学習状況調査」の抽出調査への移行と「希望利用方式」の見直しを求める意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、山田伊佐男議員。

#### ○20番（山田伊佐男君）

どうもお疲れさまです。発議第14号であります。「全国学力・学習状況調査」の抽出調査への移行と「希望利用方式」の見直しを求める意見書であります。

地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定に基づいて提出をいたすわけでございます。

提出者は、私、山田でございます。賛成者は、平野昭義議員と西村信夫議員であります。

理由としては、過去3回の調査があったわけですがけれども、その反省も踏まえて、全国学力・学習状況調査の抽出調査への移行と希望利用方式への見直しを求めるものであります。

それでは、意見書（案）を読み上げさせていただきます。

「全国学力・学習状況調査」の抽出調査への移行と「希望利用方式」の見直しを求める意見書（案）であります。

2007年4月から、小学6年生、中学3学年の全児童・生徒を対象に全国学力・学習状況調査が実施をされている。過去3回の調査結果はさほど変化がなく、毎年60億円近い予算を費やして実施することを疑問視する意見が多く出されている。実際に、私立学校の参加は年々減少し、2009年度は5割を切っている状況である。今必要なことは、学力の底上げや子供たちのみずから学ぶ意欲を喚起するための教育環境や教育条件の整備だと言える。また、調査の実施に当たっては、多くの学校より前調査の実態が報告をされている。さらに、調査結果について文科省は、市町村別の結果の公表はすべきではないとしていたが、大阪府や鳥取県、

秋田県などでは公表が行われた。その結果、市町村ランキングのみが注目をされ、学校や地域間の過度の競争、序列化の懸念が増している。

先般、文科省は、本調査を本年度より抽出方式に変更する方針を明らかにした。全国水準の把握、教育施策の改善の調査目的を達成させる方法は悉皆調査である必要がなく、抽出による調査結果を分析することで十分その目的の達成につながると考える。しかし、同時に文科省は、抽出調査の対象外であっても設置者が希望すれば利用できる希望利用方式が併用できるとしている。希望利用方式については、活用の仕方や事務処理等にかかわる費用は各自治体任せにするなど多くの問題を含んでいる。よって、貴重な教育予算を有効に活用するため、全国学力・学習状況調査の抽出方式への移行と希望利用方式の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

佐賀県嬉野市議会議長、山口要。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理国家戦略担当大臣、文部科学大臣、総務大臣、内閣官房長官あてに提出をするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

それでは、発議第14号についての質疑を行います。神近議員。

○11番（神近勝彦君）

それでは、提出者のほうに御質問をしたいと思います。

意見書の中で、今必要なことは教育環境や教育条件の整備だというふうに訴えられておるわけですが、このあたりにつきまして提出者としてどのような対応を考えられておられるのかと、中盤ぐらいに、全国水準の把握、教育施策の改善の調査目的を達成させる方法は悉皆方式ではなく抽出でも十分だというような言い方をされておられますが、各都道府県におきまして、山間部あるいは離島あるいはある程度の都市部というふうに、いろいろ地域によってはその形態が違うわけですね。佐賀県における地域間あるいは福岡県における地域間、これについてもかなり条件等は十分違うと思うわけですが、このあたりの抽出方法で本当に全国水準の把握あるいは施策の改善というものが可能とお考えなのかどうか、そのあたりについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○20番（山田伊佐男君）

教育環境の充実の問題ですけれども、例えば一人一人の子供の課題に対する具体的な施策が必要ではないかというふうに思うわけです。そのためにいろいろ考え方はあろうかと思えますけれども、例えば少人数学級の実施とか、あるいは少人数指導等の環境を整備していくということが非常に大事ではないかなと思ってます。それともう一つは、子供の学習意欲を

高めたり、みずから考え、持っている知識を活用する能力を高めるための授業を行っていく、授業づくりですね、こういうことに時間と予算あるいは教材、教具あたりの確保をもっと積極的に行ったほうがいいんじゃないかという考えです。

あと、地域間格差が抽出ではわかりにくいんじゃないかということだろうと思うんですよね。調査自体をどこに、今までもそうですけども3回の中で、どこに重点を置くかですよね。よくややもすると言われるのが、県の学力テストでもそうなんですけれども、例えばAという小学校は嬉野市内ではB小学校と比べたらとか、佐賀市の学校の県の平均と比べればここだけが悪いとか、意外とランキングだけに目線が行って、じゃあその後どういうフォローをしていく、課題解決していくのかという部分には触れられて余りないんですよね、はっきり言って。で、私が現場の学校の先生の話も聞いたところによると、半数の方が活用策が、今まで3回した中で実際具体的にやられてないというふうなことでありましたので、そういうことで今回こういう意見書を出したわけです。

で、地域によってそこら辺まで具体的にランキングを、例えば嬉野でいえば、全国の学力テストをすることによって轟小学校と大草野小学校はこれだけ差がありますということは出るわけですね、確かに。しかし、全国学力テスト以外にも出せる方法はあるわけです。市単独でするところでいえば市の学力テスト、あるいは県の学力テストでわかるわけです。しかも、県は5教科の部分で調査をしていくわけでしょ、県下のテストは。それからすると、2教科とする全国のテストよりも、逆に県の学力テストで市の学校の差というかあれはわかりますよね、どこがどうとってると。ただ、全国的に、例えば福岡県と佐賀県の嬉野のどこかが違うという部分は、抽出できる方法はなかなか全国でやらないとそりゃできないけども、傾向としてしかし私はある程度わかるんじゃないかと、抽出でもですね。そういうことなんですよね。

それで、今回の大きな問題は、言いたいのは、60億円かけたにしては余りにも、じゃあ現場で指導に結びついてるかという結びついてないというのが大きな今回の変わった原因だと思うんです。多くの方は、13名の方は、今までの悉皆方式を続けながらさらに内容を充実しなさいというような意見書なんですけども、私は過去3回やった中で結果として無駄が多過ぎるんじゃないかと。だから、今回抽出を一回やってみて、現政権はそう考えてるわけだからやってみて、また問題点があればさらに悉皆に変える方法だって考えられるわけですので、私は一回無駄と言われる部分を是正するために今回このように抽出でやったほうがいいんじゃないかという考え方です。質問とちょっとずれてる部分があると思いますけども、以上ですけど。

○議長（山口 要君）

いいですか。（11番神近勝彦君「うん、いいでしょう。なごうなる」と呼ぶ）田中議員。

○7番（田中政司君）

1点だけ教えていただきたいんですが、抽出方式に移行せよと。その最後のほうの後段のほうに、文部科学省は抽出方の対象外であっても設置者が希望すれば利用できる希望利用方式が併用できるとしている。しかし、希望利用方式についてはかなり、要するに事務処理等に係る費用は自治体任せにするなど多くの問題を含んでいるというふうにあるわけですね。その中で、希望利用方式の見直しを求める意見書、要するに希望利用方式の内容を見直せと言っているのか、それとも希望利用方式そのものの制度といいますか、を見直せと言っているのか、見直しを強く求めるっていう、この見直しがどういうふうな見直しなのか。

○議長（山口 要君）

提出者。

○20番（山田伊佐男君）

見直しの方法には、全部やめると、希望利用方式をやめるという方法もあるんでしょうけども、私としてはやっぱり費用負担の問題です。県下では調査をされて16市町村、学力テストの継続を求めて教育長あたりが言われてるんですけども、やっぱり費用負担の問題ですよ、希望利用方式にした場合。これについては、国なりあるいは県あたりで負担をしていただくという方法に切りかえるべきだというふうに考えております。希望利用された自治体に対しては負担はなしということの見直しです。（7番田中政司君「の見直し」と呼ぶ）

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第14号の質疑を終わります。

日程第9．発議第15号 議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○11番（神近勝彦君）

発議第15号 議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案を提出をいたします。

議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出をいたします。

平成21年12月17日提出。

市議会議長、山口要様。

提出者は、私、神近勝彦。賛成者は、田口好秋議員、太田重喜議員でございます。

理由は、嬉野市営公衆浴場条例の一部を修正する必要があるためでございます。

それでは、修正案を述べさせていただきます。

議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案。

議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案の一部を次のように修正を求めます。

第4条第1項中「午後11時」を「午後9時30分」に改めるということでございます。

これにつきましては、先般の本会議議案質疑の中で各議員皆々様のいろんな御意見が出されました。私としても、いろんな御意見また質問をしていたわけですが、どうしても、今回初めて公衆浴場を設置をするわけですが、執行部案としましては、2交代制、3交代制というふうなことで一応検討された結果、3交代制の7時から11時までという御提案でございます。

しかし、初めての事業に対してのまだ収支の予想さえできていない状況におきましては、まずは7時から2交代制で行い、最長9時半までの営業ができるということでございます。そして、残り30分で後片づけをして、10時以降の夜間手当にはかけないと。あくまでも2交代制の中で行っていただきたいということと、私ども議会は毎年決算におきまして、市のいろんな経営につきましては収支のバランスを、健全経営を行ってくださいということでいつも報告しておりますし、指摘もしております。そういう状況の中で、最初から3交代の大きな財源を用いた経営をやったときに、収支のバランスが本当に悪かった場合、それを縮めることはなかなか厳しい状況にあると。逆に、7時から9時半までの営業時間の中でまずは市民の皆様あるいは市外の皆様の利用状況を把握し、それを見ながら、この議会の皆様また執行部の皆様と御協議いただきながら、早朝の営業あるいは深夜の営業というものに移行していくべきだと私は考えまして、こういうふうな修正案を出させていただきました。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

それでは、発議第15号についての質疑を行います。質疑ありませんか。秋月議員。

**○4番（秋月留美子君）**

市民の方々の要望としたら11時まで利用したいという声が多いわけですが。それと、あとそのほかに、民間の施設でしたら飲食できる施設とかいろんなものができるわけです。合併特例債を利用した施設ですので、そういうことはことごとくできない状態で、入浴のみはできるってということで、その中で9時半というのは短いんじゃないかという声があります。市民の声としましてはそのほかにもマッサージ室とか、本当に希望はたくさんあるわけですよ、エステ施設とか、それから健康器具が使えるとか。古湯温泉ができるということで、すごく希望があるわけです。その中で、入浴がようやくできるということで、そしてそれで9時半というのはやっぱり短いんじゃないかというのがあります。入浴料金についてもそうですが、入浴料金は検討していただいても結構ですが、まずここで条例として私は時間もはっきり、この地域のためにですね、本当は24時まででも必要と思います。それであって23時というふうに市が提唱なされたら、それでも十分と思います。9時半は本当に短いと思います。現在でも、少しでも10時までしてるところっていうところに行こうとかっていうふうな、若い人たちも結構夜遅くまで、以前と比べましたらお風呂に入るとかっていうの

も遅くもなっています。それから、地域的なものもあり、前、課長がおっしゃったように仕事を終えた後に入る、そういうのにも本当に必要だと思います。

特例債を利用しての建物っていうこともありますし、利益を求めなくちゃいけないということを追求するっていうよりも、それもちろんあるとは思いますが。だけど、市が、市長が前もおっしゃったように、市民のための施設としてまず第一として古湯温泉はつくりたいということもおっしゃいました。そういうこともありまして、ようやくできた温泉地にある公営の公衆浴場として市民が望む形で、せめて11時までっていうのは、これは市としてやっていただきたいと思います。それが、市長が提唱される歓声の聞こえる嬉野市づくりに一歩でも近づく形になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

先ほど、冒頭申し上げましたように、11時までの希望というものはあることも私もわかっておりますが、私ども議会としましては、まずは収支のバランスを確実につかまなければいけないと。それが大事だと思います。幾ら公営といえども、どのような利用状況があるのか、収支があるのか、また利用時間帯がどうなのかというものが把握できていない中で、3交代という大きな人件費を使って、そして11時までの営業というものに対しては私は懸念を感じ、財政的なところでぎりぎりのところ9時半までが営業できるということでございますので、まず第1回目としましては9時半までの営業と。そして、ある程度その後の利用状況を見て、先ほど申し上げましたように、この議会の皆様、そして執行部の皆様が御検討いただいて条例改正をしていただき、いろんな時間の延長を今後図っていくものと思います。

○議長（山口 要君）

秋月議員いいですか。山田議員。秋月議員。

○4番（秋月留美子君）

確かに、今温泉地は厳しくて、民間の公衆浴場の経営者の方とか、それから旅館業者の方とか厳しい営業をなされているのはもちろんわかります。しかし、市としてはそのほかにも支援を、あらゆる施策を行ってそちらのほうにも支援を行っていつています。市民のためのそういう本当に望んでいるものというものを市長はどのぐらい今までちょっと、すいません、申しわけありません。ついつい、何か一般質問になってしまったですね。

どこまで言ったんですかね。で、財政ももちろん考えられるのありますが、まずすべての、商売にも通じるものだと思いますけど、期待しているものを、それを最初に例えば9時とした場合、それがもう頭の中にインプットされてしまって、それをいずれ11時に延ばしたところで、後が望めるかって、やっぱりこれ気持ちっていうのすごく大きいんですよ、人の気持ちっていうのは。じゃあ、何ね、利用できんじゃないねとかっていうふうな、思うたごと、

何ね、せっかくできたばってん、これじゃ何ねて。お金も大して、それほど公衆浴場の割にはメリットがない。そしたら、時間もメリットがない。そしたら、これがますます狭められていくわけですね。まず、時間を11時にしてもらって、そしてこれで思ったようにあれがなかったら、それを後狭めていく部分はできると思いますが、最初から時間を短くするっていうのは、私は収益を望まれば余り望ましいことじゃないかと思います。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

一応、7時から21時30分までということで、きのう留守電に入れていただきましたので、若干いろんな人と話はしました、はっきり言ってですね。町部の人も三坂の人も聞きました。で、まあ半々かなという気がいたしております。ただ、提出者は収支のバランスを非常に気にされてるわけですね、当然なんですけども。ただ、市民からいえば温泉の恩恵を受けられると、久々ですね。とするならば、時間的にはやっぱり、11時という意見もありました。特に、女性の方というのはそれあったわけです。それともう一つは、外湯の扱いとして、これを嬉野の魅力として売り出すということからいくとするならば、旅館関係どがん思われてるかわかりませんが、逆に言えば6時半から早めて、例えば10時半、11時とかしたほうが、女性のグループの方は一回、酒もそう飲まないから外湯だったら遅くまで利用される可能性もあるという話もあるわけです。そこで、そこら辺についてはどこに重きを置いた公衆浴場だっていうふうに提出者が理解をされてるのか。外湯ということで売り出しをするならば、私はもう少し6時半から11時までとかに逆に変えたほうがいいんじゃないかということなわけです。

で、こういう特例債を使った場合、いろんな商売もできないわけで、収支ということを考えていくなれば限られてくるわけです。そいぎ、どんどんどんどん、逆に言えば収支のバランスとれんから、一番効率のいい人件費もかからない朝8時半から例えば5時までにしようかとなる可能性だってあるわけです。だから、ここを収支バランスだけ考えていくとするならばかなり厳しいんじゃないかと。だから、そこら辺も考慮して最初市直営でやっていきたいというのが市長の考えだと思うわけです。例えば、祐徳温泉あたりやったら収入確保できるんです。そこら辺は、どこをどういう位置づけで商売としてやっていくのか、ある程度大衆的に温泉の恩恵を受けさせていくというふうにやっていくのか、あるいは温泉を利用する方、魅力ある嬉野温泉として外湯ということで売り出していくのか、これによって考え方違

ってくるわけです。私は、だから市民向けの公衆浴場も含め、それも当然ですけれども、第1ですけれども、2点目には外湯として考えていくとするならば、逆に6時半から11時まであたりの開館時間にしたほうがいいと思いますけど、そこら辺についてももう一回提出者の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

今、質問者があったことは私も十分理解もしておりますし、私も聞いております。そういう中で、先ほど申し上げましたように、とりあえずはまず収支のバランスというものも大事だと思います。しかしながら、今質問者が言われたように、市民に対し、あるいは市外の皆様に対してお湯の恩恵というものを提供するののもものすごく大切であります。この2本柱を大事な2本柱だというふうに私も感じております。どういたしましても、まず利用状況がどうなのかというのが現在のところ把握できていないという状況にあると思うんです。先ほど質問者が言われたように、6時半からとかそういう御意見もあります。中には6時からという方もございます。というのは、小さな旅館さんが朝からお客さんのために古湯、現在仮称古湯ですけれども、これが6時から仮に営業されておるならば、小さな旅館さんはそのまま真っすぐ送迎をされて、そこで朝ぶろというふうな形もとれるわけです。しかしながら、今の状況まだ把握もできていない、そういう旅館のお話さえできていない状況の中で、6時営業とか6時半営業のお話はまだできないわけなんです。

そういうことも含め、そして2交代によって、仮に早番、遅番の中間地点ですよね、この点にもものすごくお客さんが少なかった場合、それは、私の私案として申し上げますが、交代制のところの両方へのスライドというものも可能である。早番の方が極端言うたら6時からの営業に間に合うようにやって、真ん中が1時間とか1時間半とかの休憩時間をとると。そして、遅番の方はその後また引き続き行っていただいて、現在のところ9時半ですが、これでももしかしたら10時半ぐらいまで延ばせる可能性もある。そのかわり、人件費的には深夜勤務のそういうふうな費用もかかります。ですから、私としては7時から9時半までということでもまず試験的ということで営業を行い、そしていろんな皆様の御意見、そして利用状況、そういうものをまず把握すべきだと。それを把握して分析をされて、いろんな方向を見出しただいて市民の皆様に温泉の恩恵を受けていただきたい、そういう気持ちであります。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

例えば、近隣というならば武雄の温泉ありますよね。それと鹿島、これは民間でしょうけ

ど、祐徳温泉ですか。ちなみに、この開館時間、営業時間等については十分把握をされてると思いますけれども、うちが一番短くなるのかなというような気がするわけです。そうなった場合どうなのかなというのを疑問に思うわけです。ある程度、鹿島あたりは11時までやっていますよね。11時だと若い子が結構行ってますよね、二十四、五歳の若い人が鹿島に。そういうことを考えるとすれば、ある程度時間は、逆に言えば11時までやって、例えば要因的なものがあるけれども、それで少なかったら提案者の方式に変えたほうが私は逆にいいんじゃないかなというふうに思ってるわけです。で、この浴場というものを収支のバランスでいくとすれば、かなり無理があるんじゃないかなという気がするわけです。そうなれば、利用しやすい、女性の意見も多い11時とかまで当面やってみたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、再度、他市町村と比較した場合、かなり開館時間の終了が早いで、この辺についてはそれなりの検討はされたと思いますけれども、検討の結果だと思えますけれども、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（山口 要君）

提案者。

○11番（神近勝彦君）

質問者の御意見もわかりますが、一番最初から11時とすれば、3交代ということで大きな人件費がかかってくるわけです。そのあたりで、仮に縮小というふうなことをやりますと、途中で人件費のカットというものは1年間にはできないわけでございます。逆に、ふやすということは私は可能だと。途中から営業時間を延ばすことの条例を改正いただいて、そして2交代を3交代にすることは可能です。しかし、3交代で雇った職員さんを2交代のために削減するというはかなり難しい点がありますし、11時までの営業時間帯を望んでおられる方が少ないからといって仮に10時までにしたときには、そこに市民サービスの低下というものが発生するものだというふうに私は感じた次第でございます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。梶原議員。

○3番（梶原睦也君）

私は議案審議のときに欠席してまして、今このあれを見せていただいたんですけど、正直、営業時間を短縮するというのに対して何でそういうふうになったのかなと不思議に思ってるんですけども、今お話聞いてまして、山田議員さんがおっしゃった部分がほとんどなんですけども、嬉野市が古湯をつくった根本的な理由っていうのが観光振興のためにつくったと思うんですけども、そういう中で時間短縮、11時というのを設定されて、私もずっと以前の古湯利用してたんですけども、その段階では10時だったというふうに思っておりますけど、11時、9時半に変えてこれが定着、要するに一番最初のスタートが非常に大事だと思うんです。

委員がおっしゃったことでいけば、予算的なことで言われたんですけども、9時半ですかね、9時。（11番神近勝彦君「9時半です」と呼ぶ）9時半が営業時間ということですね。これを決定した場合に、最初オープンするときにもものすごくマスコミ等も報道しますし、それにつれてパンフレット等も作成すると思うんですけど、そういう中で営業時間が9時半となる。で、後でこういう収支のことを考えて変更すればいいというふうにおっしゃったんですけども、印刷物とか報道等で営業時間がぱっと流れるっていうのも頭に入れての発言なのか。PRの中で営業時間というのはものすごく皆さん関心事ですので、それが、先ほど秋月議員もおっしゃってたんですけども、今回古湯でスタートするっていうことでものすごく、途中で営業してるのを変えるっていうんじゃないくて、スタートの段階の印象っていうか、それがものすごく大きいと思うんですけど、そういうことも配慮されたのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（山口 要君）

提案者。

○11番（神近勝彦君）

先ほど何回も御答弁申し上げてるように、私はそういうことも考えた上で、最大限の2交代制の中でやっていけるのは9時半であるし、その後の改正というものをいいほうに変える分は幾らでも変えることができると。住民サービスの拡張というものはいつでもできるというふうな考えでおりまして、最初のインパクトというものもおっしゃいますけども、あくまでもそういうふうな考えであります。

○議長（山口 要君）

いいですか。（3番梶原睦也君「いいです」と呼ぶ）園田議員。

○5番（園田浩之君）

まず、常任委員会がこの条例が出まして、7時から11時までということで、その中でも山田議員が発言のとおり、朝、外湯ですか、のことも考えると、6時半あるいは6時でもあけるべきじゃないかという委員会の中では意見出ました。3交代ということであるので、それはちょっと6時からというのは無理だということで、あと料金の問題とか回数券ですか、回数券の問題とかもいろいろ意見が出ました。で、意見出た中で執行部の案のとおりというか、疑問は残しつつもですけども、そのような格好で議案審議の中でけんけんがくがくという議論が交わされたわけですけども、議案審議となりますと所管は何も言えないわけでありまして、常任委員会の中では7時から11時までではもういくということになりまして、先ほども言いましたように議案審議の中で、じゃあ2交代制の場合云々とかいろいろ意見が出ました。そういう中でも我々総務は何も言えないわけですよ、それに対してですね。

で、議案審議が終わりまして、じゃあ執行部の原案どおり7時から、もちろん入場のとか入浴の文の訂正とか、あるいはもろもろの訂正を2つほど、2点ありました。あれよかった

などと思います。その中で、きのうですか、7時から9時半までの議提を出すよということをお聞きいたしまして、えって。ということで、私も山田議員のとおりいろいろな人に聞きました。特に女性、うちの女房が特にそうなんですけども、もちろん私んちもふろあります。ふろありますけど、夜遅くまで仕事して疲れたときなんか、足をばっと伸ばしてゆつくりしたいと言って、ふろに入りに行く時間がやっぱり9時過ぎなんですよね。しかも、月に一、二度は行ってるわけです。そこで、9時半ということになると、9時に行くところとちょっともう時間的に30分しかないということになると、やっぱりゆつくりできない。じゃあ、もう行かんでいっちょこうか。じゃあ何のための古湯の施設ねって私きのう言われました、女房から。

そこで、提出者に再度お尋ねっていうか、これが収支のことを考えて2交代制でスタートすべきだということの趣旨は私はよく理解できます。納得もします。ただし、それが何で7時から9時半までなのか。9時半以降に入浴を希望する市民はかなりいると思うんです。だから、9時半じゃなくてこれを10時半にして、後ろのほうを延ばして7時を8時に何で考えられなかったのかなど。7時から8時までの利用者と9時半から10時半までの利用者を両てんびんかけると、特に女性はかなり女性が、7時から8時まで入浴する利用者、女性が9時半から10時半まで入浴する利用者はデータないわけですけども、先ほど提出者おっしゃいましたよね、スライドも考えられる。そういうふういろいろな案を出して、特に今回我々議会の基本条例ができたじゃないですか。議論がし尽くされてないと思うんですよ、この件に関して。7時から9時まででいいだろうと言う提案者と、いや、それはちょっと早過ぎるばいという、私含めて疑問に思うわけですね。だから、議案審議の後にでも全員協議会を議長に要望というかされて、これをもう一回議論し尽くそうじゃないかというふうな方法がとられなかったのかということと、まずそこをお尋ねいたします。7時から8時までが考えられなかったのか。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

別に8時からとかということに関しては考えた経緯はございません。なぜ7時なのかというのは、先ほど山田議員さんからも御質問があったように、小さな旅館さんの外湯の意味合いがあるということをお聞きもしておりました。ということであれば、7時ぐらいがやはり営業開始のぎりぎりなのかなという気がしておりましたので、原案どおりの7時ということで私はそのまま考えたとおりでございます。

あとの件につきましては、私が発言できる範囲を超えているんじゃないかなという気がしておりますので、あくまでも私は私なりにきのう、おとといと2日間考えさせていただいて、やはりこれはおかしいだろうということで皆々様にこういうような御提案をさせていただいたところでございます。

○議長（山口 要君）

園田議員。

○5番（園田浩之君）

せっかくの執行部の議案に対して修正案を出されましたので、収支のことを考えての2交代制ということ、そのことで修正の議提を出されるんだったら、修正の修正っちゃおかしかですけど、9時半以降の利用者がかなりいるということを想定できますので、7時からのやつを後ろ倒しして、外湯の問題も残しはしますけども、8時から10時半までという2交代制は変わりませんので、その修正をしていただくわけにはいかないですか。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

私としましては、現在提出させていただいてます7時から21時30分までということでそのままお願いをしたいと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

○19番（平野昭義君）

今の関連ですけど、まずお金の数字から申し上げますと、私ただ、今のせっかく執行部の方がいろいろ調査されて11時までにされたのを9時半に終わると。その後の時間、ここにどのぐらいのおふろに入る人が来られるかということが一つの決め手ですけど、私がちょっと試算した場合、大人の方がその時間帯に15人来られたとすれば月に18万8,000円、年間に216万円。ここで、提案された2人の差を見ますと、225万6,000円でほとんど差がないと。ですから、私はその時間帯に希望される方がおられれば、喜ばれてとんとんでいいじゃないかと。神近議員が赤字、赤字と言いますけど、それは全くそういうことを計算せんで、今園田議員が言われるような人がおられますから、逆にそういうことを宣伝することも一つの仕事じゃないかと。よそにないことをするということって私は思いますけど、いかがですか。

○議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後0時9分 休憩

午後0時9分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

○11番（神近勝彦君）

質問者が先ほど9時半以降についての試算ということで御質問あったんですが、それについて私がどうであるということについてはちょっと御答弁できないだろうとは思っています。私、

先般の議案質疑のときにも担当課長にお尋ねをしてたと思います、その部分をですね、9時からと11時の間の。それについては、先ほど質問者が言われた金額とは若干違ったと思うんですね、私の記憶では。ですから、あくまでもそのあたりを考えた中で9時半というふうな形で提出をさせていただいております。

○議長（山口 要君）

平野議員。

○19番（平野昭義君）

神近議員の今のいろいろなことは執行部の関係で話されないとされますけど、根拠もなくしてこういうふうな提案をされますかねと私は言いたい、逆に。あなたもいろいろの人の意見とか自分の意見とか入れて、せっかく提案されたのを変えたいと。私は、その1時間の件でこういうふうな試算もできますよというふうなことも言ってるわけですから、私は今の提案にはもちろん反対ですけど、答弁お願いします。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

議案質疑の中で担当課には、2交代制と3交代制のときの人件費の差あるいは光熱費、そしてその他もろもろを一応概略の中で言われた分は350万円を超えていたと思います。そして、今質問者が試算というふうに言われますが、それはデータに基づいてされたわけではないと思うんですね。私は、ですからあくまでも9時半までの利用客の状況を把握されて、そして皆様の御意見を聞きながら、11時なら11時まで、あるいは10時半までというふうな営業の時間改定をしていくべきだと。その際は3交代にせざるを得ませんので、3交代制へ今後は移行されるであろうと。ただし、それにつきましては、議会議員の皆様と執行部の皆様がそこで議論をしていただいて条例改正をされていくものだと、そういうふうに思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

いろいろ意見が出てますけど、大体同じ意見になるかと思いますが、第一収支バランスというのをすごく考慮されていらっしゃるのには本当に重要なことだと思うんですけど、この事業自体が特例債でつくったという事業でありますし、駐車場もないと。飲食業も入らないというふうなすごくメリットが少ない事業で、収支バランスを第一に考えるというのは想定外で、赤字を覚悟でしていると思うんです、10年か幾らかですね。それは、そういうのを赤字覚悟で何でこの事業をしたかという、嬉野温泉の活性化とイメージアップじゃないかと思うんです。イメージアップというのは、やっぱり美肌と豆腐ではリピーターは望めないんです。それで、嬉野温泉は古湯温泉という、こういう大正ロマンのおふろをしたという

ことであつたと思うんです。だから、赤字はほとんど想定してます。皆さん想定してらっしゃると思うんです。だから、赤字を少なくしようという意味はわかるんですけど、一番最初の私は嬉野温泉のイメージじゃないかと思うんです。

で、11時というのは私は最低限だと思います。というのは、塩田のほうは武雄温泉、鹿島温泉が近いです。実際、武雄のほうは12時でしたので武雄のほうに行かせてもらってました、今まで。大体10時から12時まで女性の方がすごく多いです、行けばですね。暇だと思って行くんですけど、女性の方がすごく多いです、10時から。それで、8時ぐらい行けば家族連れなんですよね。さっきも出ましたように、仕事を終えて行けるのは9時以降なんです。ですから、私は最初のイメージが、9時までとおっしゃったら女性はもう行けれんと思うわけです。武雄も鹿島もあるし、同じ距離ぐらいですもんね。ですから、行きやすいところに行くわけですよね。だから、最初のイメージを大切にしていきたいと思うんです。ですから、私は12時というのをお願いしたかったんですけど、それは無理でしょうし、そしてその費用は想定済みじゃないかと思います。覚悟をしてつくってあると思います、赤字はですね。そういうところで、まずお客さんが来るというのが大事じゃないでしょうか。来るような条件をつくるのが大事じゃないかと思います。

それで、最初の執行部から提案があった11時というのを支持したいと思いますが、9時から11時までというお客さんが入られたかというのを鹿島温泉、武雄温泉で調査なされたのかどうかお聞きしたいと思いますが。

**○議長（山口 要君）**

提出者。

**○11番（神近勝彦君）**

鹿島のほうの温泉とか武雄温泉の、結局9時半から11時までの間にどれだけの人数が入っているのかというデータまでは収集しておりません。ただ、関係者の方に大体どれぐらい来てらっしゃいますかというぐらいな感じではお尋ねをしたことはあります。しかし、それが理由がどうなのかということについては、私としても判断ができかねにくいところもございます。ですから、それはあくまでも民間の施設でありまして、仮称の古湯温泉、公衆浴場とは若干意味合いが違うわけでございますので、それはあくまでも参考程度ということで私はとどめているところでございます。ただ、何回でも申し上げますように、利用者がどういふふうな形で来られるのかというものを、まずデータ収集をしていただきたいということを私は申し上げてるところでございます。ただ、頭から赤字だということは申し上げておりませんので、なるべく、収支のバランスを限りなく近い状態にしてほしいということだけを申し上げますので。

**○議長（山口 要君）**

芦塚議員。

○10番（芦塚典子君）

それは本当にごもっともだと思います。赤字垂れ流しですずっといつていただきたいというわけじゃないです。ただ、それは第2次的で、とにかく近隣の市町村の方にも、県内あるいは県外の方でも嬉野温泉というのをイメージアップして、新しい嬉野温泉を訪ねて泊まっていたとこの究極な目的が一番トップの目的だと思いますので、それにはある程度費用をつぎ込んでいただきたいと思います。そのためには、やはりもっと時間帯による集客の年齢層みたいなのをもっと考慮していただきたいかと思う。午前中とかはおばあちゃんがたくさんいるんです。おばあちゃんのごろごろ寝とんさつですよ、武雄温泉では。それで、8時ぐらいでは家族ですね。その後には女性の方が多いです。そういうことで、大衆ぶろというものの利用は大きな意味があります。それに、嬉野の温泉自体の活性化というのもすごくこれにかかっていますので、ぜひ、時間帯というのはものすごく重要な、時間の設定ですね、しかも最初の設定が一番大切だと思いますので、私は執行部の11時というのを進めたいと思いますけど、ちょっとだけ答弁をお願いします。

○議長（山口 要君）

提出者。

○11番（神近勝彦君）

先ほど、梶原議員さんのほうからも同じ趣旨の御質問があったわけです。やはり最初のインパクトが大事だということで御質問があったように、それは質問者とされましては多分一番気にされてるところだと思いますが、私は私なりに全体的な意味合いの中で9時半ということであわせていただいたということで、私の考え方ということで御理解をいただければ幸いかと思います。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで発議第15号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第7号から発議第15号までの9件につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号から発議第15号までの9件につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案質疑の途中でありますので、ここで1時20分まで休憩をいたします。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑を行います。

日程第10. 討論・採決を行います。

議案第77号 嬉野市営公衆浴場条例についての討論を行います。討論については、修正案と原案とに分けて行います。

まず、神近勝彦議員外2名から提出をされました修正案、発議第15号についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、議案第77号 嬉野市営公衆浴場条例原案についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。採決の順序は、まず修正案を諮り、次に修正案を除く原案についてお諮りをいたします。

まず、修正案、発議第15号に賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、発議第15号 議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案については否決されました。

次に、議案第77号原案について採決いたします。議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

暫時休憩します。

午後 1 時23分 休憩

午後 1 時23分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

先ほどの点を繰り返しいたします。

発議第15号 議案第77号嬉野市営公衆浴場条例案に対する修正案については否決をされました。

次に、議案第77号 原案についての採決をいたします。議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

ただいまの議案第77号原案については同数といたします。よって、議長によって否決とい

うことにしたいと思います。原案を否決。

暫時休憩します。

午後 1 時 26 分 休憩

午後 1 時 26 分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

議案第78号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第78号 嬉野市定住促進条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第79号 嬉野市特別会計条例の一部改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第79号 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第80号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第80号 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第81号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第81号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第82号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第82号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

次に、議案第83号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第83号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第83号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第84号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第84号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第84号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正

予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第85号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第85号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第86号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第86号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第87号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第87号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第87号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第88号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第88号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第89号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第89号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第90号 嬉野古湯温泉公衆浴場建設主体工事請負変更契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第90号 嬉野古湯温泉公衆浴場建設主体工事請負変更契約の締結については可決されました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、当選することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、当選することに決定いたしました。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、当選することに決定いたしました。

次に、発議第7号 警察官の増員を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第7号 警察官の増員を求める意見書については原案のとおり可決されました。

発議第8号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第8号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書については原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。平野議員。

### ○19番（平野昭義君）

発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書について。

この意見書を考える前に、過去50年間農村地域に対しては国はどのような行政を行ってきたか大きく反省すべきであります。工業中心の経済政策は農村人口を激減させ、昭和40年代から農村部では、三ちゃん農業と言われるように農業に働く若者の姿が消えていきました。その上、減反政策まで押しつけられ、高度成長政策の犠牲の中で政策が今日まで進められてきたのであります。日本の農業を真剣に考える政治家は少なく、また農民も補助金政策に甘んじ、未来のない農業政策の結果が、今日に見る疲弊した農村をつくってしまったのであります。食料自給率は、先進国の中で40%以下にまで落ち込んでおります。イギリスやフランスは80%と高く、国民を守っております。特に、中山間地域における今日の現状は、年々放棄されており、美田と言われてきた棚田の姿も消え、放棄された地域はイノシシのすみかとなり、過去の風景は見ることはできません。

日本の農業の7割を占める中山間地域の水田農業は地下資源も守りました。災害からも守ってきました。私は、自民党政権が進めてきた中山間地域直接支払制度は抜本的な地域の再生にならず、なぐさめの補助金でありました。今回、民主党が打ち出した戸別所得方式が農村に明るい未来をつくると大きく期待しています。10アール当たり平均1万5,000円、不便な山間地域ではこの2倍にもなるのではないのでしょうか。現状の制度の拡充を農村部ではますますしないと、農村部はますます疲弊していくばかりであると思います。したがって、自民党が今日まで進めてきた農業政策が今日の姿であり、解決は不透明であります。現政権が公約として打ち出している戸別所得方式を中心として、食料自給率のアップによるさまざまな農業施策を行うことが農業に明るい未来をつくり、食料の自給率向上にもつながると確信しますので、提案されている意見書に反対する立場で討論いたしました。

### ○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。太田議員。

### ○12番（太田重喜君）

私は賛成の立場で発言させていただきます。

今、中山間地域と言われる地帯で非常に人口減、特に若年労働者の減少ということで困っております。しかし、そういう中で、共益費部分というところも活用されて、イノシシ被害対策にも農林道の舗装事業にも一生懸命、なお耕作放棄地の草刈りあたりにも、ようやく自分たちの地域は自分たちで守ろうという機運が生まれてきとります。かようなときにこの制度がなくなるということは、拡充こそ必要であれ、どうしようもないことだと思います。

なお、反対討論者がおっしゃられました農産物の戸別所得補償方式というやつは、駄農育成の何物でもありません。駄農育成の政策というようなことでは絶対日本の農業守れません。地域の農業を守り、地域を育てていくのは一生懸命働く精農です。同じ米だったら米、お茶

だったらお茶、少しでもいいものをつくって自分の所得を上げていく。このために一生懸命頑張っている若手農業者のためにもこういう制度を残されて、ぜひとも今後の中山間地域を守り育てていかにゃならんものと思います。あと、戸別所得補償方式っていういろいろありますが、これ述べよったら長くなりますのでやめます。

**○議長（山口 要君）**

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書については原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。山田議員。

**○20番（山田伊佐男君）**

どうもお疲れさまです。一般会計の補正予算に反対する討論じゃなくて、こういう議員提案に反対することにちょっと違和感を感じるわけですけども、どうしても納得が私自身がいかないということで、反対討論をさせていただくことをお許しをいただきたいと思います。

反対の立場で討論をいたします。悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書に反対する立場で討論をいたします。

学校は、教育課程の中に組み込まれているテストや授業中の観察や提出物等で総合的に判断をできるというふうによく言われています。また、全国との比較についても、使用している業者テストに全国状況が記載されているので、十分に判断できると言われているところでございます。さらに、指導する上で参考にするために学習状況調査を実施して、子供の学習状況の把握をし、就学指導やプラス先生に利用をされているのが現状であります。全国学力テストが悉皆方式で実施されなくなると、一人一人の子供の学習状況を正確に把握し、課題を見つけられないとする意見は、的を射てないと私は思っています。

過去3年間の学力テストで明らかになったことは、知識、技能はおおむね定着しているが活用力に課題があるとか、家で自分が計画を立てて勉強している生徒のほうが正答率が高いとか、国語の授業内容がよくわかると思う児童のほうが国語の正答率が高いといった調べる前からわかり切ったことが多くあり、60億円近い予算を費やしただけの効果があつたか疑わしいものであります。悉皆方式による学力テストをすれば、1位から最下位までの順位が出てまいります。子供一人一人の学習状況を把握し、課題を見つけることより、そのランキ

ングのみが注目をされています。また、先生方の話を総合すると、個々の学習指導に生かすという点では、今の学校現場にはテスト結果をもとに一人一人に合わせた指導をする余裕がなく、課題改善のフォローが十分にできていない状況にあります。そのことは、私自身が本人の現場で働く教職員の方から意見聴取をしたことでも明らかになっています。ことしの4月22日の佐賀新聞の全国学力テストに関する記事を見ますと、以下のことが述べられています。

3月17日、全国学力テストの活用をテーマに全国の教育委員会関係者を集めた報告会で、テスト問題の作成に当たった学力調査官がこんな発言をしています。管理職や教務担当など各学校のリーダー格を集めた研修で、テストの問題を読んだことがあるかと聞くと、テストの問題を読んだことがあると答えた人は500人中10人しかいなかった。また、3月30日、テストの分析専門家会議で委員の大学教授も言われたことが、学校で問題を見ているのは20人中、校長、教頭とあと一人くらいと指摘したそうでございます。

テストの実施は4月ですが、結果の通知は夏休み明けです。答案は文科省が民間委託して採点をいたします。結果がわかるころには、子供も教師も中身は忘れてるのが現状であるそうです。そして、全国学力テストが売りにしているのが長文の記述式問題であることを考えればなおさら、思考回路がホットなうちでなければ現場において指導などしようもないようであります。個々の生徒からすれば、返ってくるのは問題のマル・カケと正答率だけ。教師が指導の一番の手がかりにする答案用紙も手元にはありません。文科省の解説資料を渡されて指導しろと現場で言われたとしても指導のしようがない、余りにも遠回りの話だと、こういうふうに新聞でも明らかになってます。担当学年以外の教師も、読まないのも使えないからだろうと、このように批判をいたしております。結局、ひとり歩きするのは平均正答率だと。学校にとっては、全国や都道府県、市町村平均より上か下かだけが関心事であります。

このような新聞の記事もあるわけでございます。私どもも大草野地区において大草野益成会の役員を充て職でやっております。そういう状況の中で、県のテストでさえ、結果を明らかに私どもしていただきます。ただ、どこどこ小学校より大草野がいいんだとか、県の平均よりもいいんだ、悪いんだと、こういう話ばかりです。じゃあ、そういう結果が出たから学校現場で例えばどういう指導を行っているかという話は全くございません。そのような状況であることを皆さんぜひ踏まえていただきたいと思います。そのようなことから、今回新しい政権の中で、60億円使うには余りにも課題のフォローができてない、現場の具体的な指導があってない、このような状況で、そしたら抽出方式に変えようじゃないか、こういう方向性になった。いわゆる無駄を排除しようという、そのことが大事じゃないかということでもあります。

以上のようなことから、全国学力テストは今後抽出で行うことが適当であり、学習環境を充実させるために予算を重点的に使うことが国策として重要だということを申し上げまして、

私の反対討論といたします。

○議長（山口 要君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第10号 悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書については原案のとおり可決されました。

次に、発議第11号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第11号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書については原案のとおり可決されました。

次に、発議第12号 教員免許更新制の廃止に反対する意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第13号 茶業振興に関する意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第13号 茶業振興に関する意見書については原案のとおり可決されました。

次に、発議第14号 「全国学力・学習状況調査」の抽出調査への移行と「希望利用方式」の見直しを求める意見書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、発議第14号 「全国学力・学習状況調査」の抽出調査への移行と「希望利用方式」の見直しを求める意見書については否決されました。

ただいま可決されました発議第7号から発議第13号までの7件の意見書につきましては、後日関係機関へ送付をいたします。

日程第11. 委員長報告を議題とします。

閉会中、学校問題特別委員会に付託しておりました付託事件、学校問題に関する調査について報告を求めます。平野昭義学校問題特別委員会委員長。

#### ○学校問題特別委員会委員長（平野昭義君）

学校問題特別委員会の報告をいたします。

平成20年12月議会で付託された下記の事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名、学校問題に関する調査について。

学校問題特別委員会では、市内各小・中学校の耐震診断の結果、塩田小・中学校の耐震・耐力度調査の結果の報告を受けるとともに、将来的な児童・生徒の数の推移や学校教育の教育効果のあり方、また財政面から建設費用に関する問題などを、教育総務課や財政課などから聞き取り調査を行いました。その調査の結果については以下のとおりであります。

教育総務課、財政課への聞き取り調査の内容を申し上げます。

まず1つ目に、学校施設等検討委員会から出された報告書について。教育総務課においては、議会における学校問題特別委員会から出される委員会報告の内容を十分に検討した上で、塩田中学校建設における場所の選定を本年度中に行いたいとの考えであります。

2番目、塩田小・中学校の耐震耐力度調査の結果。1、塩田小学校においては、耐震診断の結果、鉄筋3階建ての管理普通教室棟が各階ともI S値の安全基準0.7を満足しておらず、耐震補強を必要としている。体育館は必要ではない。2、塩田小学校の耐力度調査の結果においては、県の正式な発表ではないが、調査業務委託業者からの報告では特別普通教室棟は4,329点で、建てかえにおける国の判断基準である点数4,500点以下を満たしております。よ

って、建てかえを行った場合でも国からの補助は受けられます。3番、塩田中学校の耐力度調査の結果は、普通教室棟が4,319点、特別教室棟3,687点と、いずれも国の改築判断基準である4,500点以下となっております。

3番目、塩田中学校の改築へ向けたタイムスケジュールについて。教育総務課としては、合併特例債を活用して建設していきたいと考えられ、本年度中に場所を決定し、22年度から23年度まで基本計画の策定、平成24年度に建設計画及び実施設計を作成し、平成25年度から27年度中に建てかえ建設工事を行い、合併特例債の期限である27年度中（28年3月）までには開校したい考えである。

4番、塩田地区小・中学校児童・生徒数の推移の見込みについて。1、塩田地区における小・中学校児童・生徒数の推移は、現在のところ確実に減少していくと見込まれている。

5番目、学校建設費用について。1つ、建設費用の財源については学校建設基金の充当が考えられるが、基金残高が平成21年9月末現在において1億8,000万円しかなく、合併特例債を活用して建設する考えである。2番目、あくまでも概算的な試算での建設費用は、県平均の鉄筋コンクリートづくりの校舎建設単価の場合、塩田中学校が約15億5,000万円、塩田小学校が7億8,000万円ぐらいと考えられ、合計が23億3,000万円程度である。そのうち3分の1が国庫補助金、残りを合併特例債及び一般財源で補うとした場合、合併特例債の70%が交付税措置となれば実質負担額は5億2,000万円程度となります。3番、仮に塩田地区内の3小学校を統合して27年度の生徒数で建設した場合は13億3,000万円程度となり、合計が28億8,000万円程度となると見込まれております。4番目、このほか建設費以外に見込まれる経費としては、現在の場所以外に建設した場合は、用地費、造成費、周辺整備費（道路、排水路など）の経費と備品購入費などが発生するが、財政課の説明によれば、用地費、造成費などにおいても合併特例債の活用ができるのではないかの考えであります。

6番目、学校用地必要面積。塩田中学校と塩田小学校を同じ敷地内に建設した場合、その手法にもよるが、約3万5,000平方メートル程度が必要と考えられます。2番目、仮に塩田地区内の3小学校を統合して建設した場合には、4万7,000平方メートルが必要であります。

委員会としての意見。

以上のような調査内容を踏まえ、委員会としては、塩田中学校の改築を前提に、塩田小学校の耐震結果や耐力度調査の結果を踏まえた今後の対応策について協議を行いました。

1、財政面。市の財政面を考えた場合、校舎改築の財源には合併特例債を活用するのが妥当であります。

2番目、塩田小学校。1、塩田小学校の耐力度調査の結果においては、改築の場合も国の補助金が受けられる数値となっている。そうなれば耐震補強をするか校舎改築を行うかが問題となるが、耐震補強を行うにしても14カ所の鉄骨ブレースを施工しなくてはならず、その他リフォーム費用などを考えれば改築を考えたほうがよいのではないかということです。

3番目、場所選定について。塩田中学校、塩田小学校ともに改築となれば、仮校舎の費用の問題、小・中学校連携や小中一貫の問題などを考えた場合、同じ敷地内へ併設もしくは一体型として建設するのがよいのではないかと。2番目、また、今後の嬉野市においても少子化が進み、児童・生徒が減少していく中、子供たちにとって教育効果の向上を考えた場合、小中一貫や小中連携など学校教育のあり方について議論を進めていかななくてはならず、そういう状況で今回の学校建設を考えた場合、学校敷地面積や建設規模などを十分に考慮し、将来において二重投資とならないような場所への建設が望まれる。3番目、また中間報告にもあったとおり、学校は公共施設であり、災害などの際避難場所としての機能も考えなければならず、住民の安全・安心を確保することが最優先であり、その機能を十分発揮する場所への建設が望まれる。

終わりに。嬉野市の将来を担っていく子供たちのために、よりよい教育環境をつくっていくことが我々の重要な責務である。嬉野市においても少子化が進んでおり、そういう中で小中一貫や小中連携、また小学校再編計画などの課題は、教育効果向上の観点から避けて通れない問題であります。この問題に対しては、市・教育部局が中・長期的な視野で財政面などを十分踏まえながら、嬉野市全体のよりよい教育環境向上へ向けた「嬉野市教育環境向上推進計画(案)」を早急に策定し、市民へ公表することにより、PTAや住民と議論を進めながら実現に向けた取り組みを行うことが大切だろうと考えました。

以上、特別委員会報告であります。

#### ○議長(山口 要君)

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。閉会中、学校問題特別委員会に付託しておりました付託事件について、委員長報告のとおり了承したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。学校問題に関する調査については報告のとおり了承することに決定いたしました。

日程第12. 閉会中の付託事件についてを議題とします。

このたび、議会運営委員会委員長及び議会広報編集特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成21年第4回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後2時1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員